

岡山県みどりの食料システム戦略基本計画

令和5(2023)年3月17日

岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市
笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市
備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市
美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町
矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町
西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4(2022)年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項の規定により、この基本計画を策定する。

1 岡山県農林水産業の概要

岡山県では、瀬戸内の温暖な気候と恵まれた自然条件、大消費地の近畿圏に近い高速交通基盤等の優位性を生かして、農産、園芸、畜産などの多彩な農林水産業が展開されてきた。

南部では、古くから発展した稲作のみならず、県を代表する桃やぶどうなどの果樹栽培や、野菜・花き等の施設園芸栽培が盛んで、農林水産業は地域の基幹的産業として重要な位置を占めている。

また、中北部地域では、気象条件を生かして、黒大豆やぶどう、トマトなどの野菜、畜産などが盛んである。

一方、農林水産業を取り巻く環境は厳しく、人口減少による過疎化の進行や国内市場の縮小、高齢化による担い手の減少、荒廃農地（耕作放棄地）の増加等による生産活動のさらなる低下が懸念されている。

こうした状況を打破するため、県では「くだもの王国おかやま」の確立や、生産から販売までマーケティングとブランディングの一体的な戦略展開、供給力の強化に向けた産地の規模拡大や生産性向上の取組を進めているほか、力強い担い手の確保・育成と、これら担い手への農地の集積・集約化を進め、魅力ある産業としての農林水産業の確立を目指している。

2 環境保全型農林水産業への取組

本県では、昭和63(1988)年度から全国に先駆けて、岡山県有機無農薬農業推進要綱を策定し、化学肥料や農薬に依存しないで、有機物を中心とする土づくりを基本に、自然の生態系を重視した、「おかやま有機無農薬農産物」の生産振興、販売促進を図ってきた。また、国内外で有機農産物の需要が拡大傾向にあることなどから、さらなる生産拡大を推進し、ブランド力強化、供給力強化を図ることとしている。

令和5(2023)年3月に策定した岡山県有機農業推進計画では、国際水準以上の有機農業（有機JAS取組水準以上）を推進し、その支援に努めることとする。

また、有機農産物の生産拡大に向け、化学肥料・農薬の使用を低減して生産する特別栽培農産物等の環境に優しい農業で作られた農産物の生産振興も併せて進める。

さらには、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援し、環境保全に効果の高い営農活動を推進する。

3 基本計画策定の背景

これまで、県はおかやま有機無農薬農業をはじめとした環境保全型農林水産業に取り組んできたが、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、将来にわたって農林漁業及び食品産業の持続的発展と国民に対する食料の安定供給を確保する観点から、国において令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定された。

さらに、令和4(2022)年7月にはこの戦略を法的に位置づける「みどりの食料システム法」が施行され、国が公表する基本方針に基づき実質的な取組の運用が開始された。

岡山県においても、基本方針を踏まえた県と市町村の共同計画である基本計画を策定し、この基本計画に基づき、農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を県が認定し、税制や資金の特例等のメリット措置により環境負荷低減事業活動を支援することとする。

また、県と市町村が連携して有機農業の集団化を進めるなど、特定区域の設定、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等により、税制や金融支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続のワンストップ化を図ることにより、地域のモデル的な取組の創出と横展開を図ることとする。

4 基本計画の内容

(1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標

- ・令和12(2030)年度までに国際水準以上の有機農業の取組面積 300haに拡大

(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

化学肥料や農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」や化学肥料・農薬の使用を低減する取組を広げるとともに、農産物の安全性確保につながる国際水準GAP(農業生産工程管理)の普及や化学肥料・農薬の適正使用の徹底等を通じて環境保全型農林水産業を推進するとともに、次に掲げる事業活動に取り組む。

※別紙1「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン(令和3(2021)年3月策定)」71ページ参照

ア 国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動(1号活動)

次の生産方式による農産物の生産を行う取組を進める。

①おかやま有機無農薬農産物

有機JAS規格(植付け前等2年以上の使用禁止資材を不使用、使用禁止資材の飛来防止措置の実施等)を満たした上で、化学肥料や農薬を一切使用しない。

②国際水準以上の有機農業

有機JAS規格を満たしていること。

※別紙2「岡山県有機農業推進計画」(令和5(2023)年3月策定)参照

イ 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）

各農作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたって、①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の取組を進める。

また、実施計画の作成に当たっては、上記①～③の区分に記載された技術からそれぞれ、1つ以上の技術が実施され、新たな技術の導入が1つ以上であること。各技術の詳細は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」の別表に定められた各品目ごとの持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目安、慣行レベルを参考とすること。

※別紙3「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」参照

ウ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

岡山県内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるが、県は令和2(2020)年7月に2050年カーボンニュートラルを宣言していることや、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量削減が求められており、引き続き農林水産分野では省エネルギー性能の高い園芸施設や農業機械、漁船等の導入の必要性が高まっていることから、具体的に次の取組を進める。

①水田における取組

水田の長期中干しや、収穫後（秋季）の耕うんの実施等の取組、農業機械の省エネルギー化、電動化の取組等

②畑における取組

農業機械の省エネルギー化、電動化の取組等

③施設園芸における取組

既存加温機と比較して燃油使用量削減効果の高い加温機への変更や、施設内における保温性向上に資する取組、施設内の暖房効率向上の取組等

④家畜排せつ物の管理方法の取組

好氣的な発酵を促すための強制発酵方式の取組、堆積発酵における切り返し頻度の変更、エアレーションの取組等

⑤放牧の取組

適正な頭数規模での放牧の取組

⑥給与飼料における取組

アミノ酸バランス改善飼料や脂肪酸カルシウム給与の取組等

⑦林業における取組

林業における省エネルギー機器の導入及び木質バイオマスの再生可能エネルギーとしての活用促進（みどりの食料システム法第19条第3項等の措置）による燃油使用量削減の取組

⑧水産業における取組

省エネルギー型の漁船用エンジン導入等による燃油使用量削減の取組等

エ その他の環境負荷低減に資する事業活動

その他、みどりの食料システム法施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動について推進する。

(3) 特定区域を定めるにあつては、次に掲げる事項

特定区域の設定なし

(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たり活用することが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

ア スマート農業に係る機械メーカー等との連携

スマート農業は、作業の省力化・軽労化のみならず、データの活用により資材投入等の適正化に寄与し、環境負荷低減事業活動への寄与も期待できる新技術である。これまで、県内大学等の教育機関、農業機械メーカーなどの民間企業、農業団体と連携し、スマート農業に関する研究や技術開発、現地での実証を進めており、引き続き、連携を強化する。

スマート農業に関する技術は日々進化しており、常に最新の情報を収集することが重要であることから、スマート農業に関する国の動向や試験研究情報を注視するとともに、国や機械メーカー等が開催する説明会や実演会に参加するなど、積極的な情報収集を行う。

イ 新品種の育成・新技術の開発

農林水産総合センターでは、環境負荷低減や気候変動等に対応し、かつ、消費者や実需者のニーズに対応した高品質で作りやすい県独自品種の育成や、高付加価値化、省力・低コスト化等に対応した新技術の開発を行う。

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物については、これに加えて追加的コスト（労働賃も含めた掛かり増し経費）や高度な生産技術が必要である一方で、それを販売価格に転嫁するのが難しいといった課題がある。

このため、こうした生産現場の努力や環境に配慮されて生産された農林水産物の価値について消費者の理解を深める活動を推進し、付加価値を付けた農林水産物の販路拡大を実施することとする。

特に、表示が可能な有機農産物については、次のような項目につき積極的な取組を展開することとする。

- ・販売機会の多様化に向けた施策
- ・消費者等の理解増進に向けた施策
- ・有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

※それぞれの項目の詳細は、別紙2「岡山県有機農業推進計画」P6～7参照

(6) 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たり、特定区域の設定を通じて地域のモデル的な取組を創出し、その事例の横展開が図られるよう、行政団体、農業団体、企業等から構成される協議会を構築し、情報共有と連携を図ることとする。

また、みどりの食料システム戦略関連予算、税制の特例、資金の特例、行政手続のワンストップ化など国の施策を活用するとともに、県や市町村段階においても農林漁業者のニーズを把握しながら、必要な施策を講ずることとする。

5 本計画を作成するに当たり参考とした計画

別紙1 「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3（2021）年3月策定）」

別紙2 「岡山県有機農業推進計画（令和5（2023）年3月策定）」

別紙3 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12（2000）年3月1日付け、農営第721号）」